

事 業 計 画 書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

＜記載場所＞

包括支援センター3職種は相談があった方に対し、介護保険制度を分かりやすく説明すると共に、地域のインフォーマルサービスにもつながるよう積極的に働きかけていきます。現状8050問題等様々な問題が多面的に発生することがあり、地域ケア会議等を主導し地域の課題に積極的に取り組んでいきます。また未就学児やその母親に対し自主事業を展開し母親同士のネットワークにつなげ孤立を防ぐ活動を展開していきます。また障害者支援でも失語症の方の集まりを企画するなどネットワークの広がりを見せてています。引き続き包括支援センター3職種、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターの5職種で連携しながら地域ケアシステムを推進していきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

＜記載場所＞

担当する地区は2地区あり、それぞれの地区で特色があります。特に担当エリアでは山坂が多く外出が困難になりやすいエリアとなり、お買い物ツアーや等を企画しながら外出できる機会を確保し、地域で支えていけるシステムを構築していきます。また相談機関が近くになく孤立しやすいエリアや古いマンションが多く介護が必要な方の情報が得られにくい等の課題があるエリアは積極的に出前講座等を企画しケアプラザの周知に努めています。また地域の課題を把握するため、地区別懇談会や民生児童委員連絡会、シニアクラブ等の定例会に参加することで、地域の困りごとを把握し対応していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

現在地域ケアプラザ5職種それぞれに区、社協と他のケアプラザとの会議を定期的に開催していく連携を図っています。またケアプラザ全体に関わることは西区所長会にて横浜市の方針を確認し、各職種に周知しています。毎年宮崎地域ケアプラザ祭りを開催し、第一地区社協、第4地区社協と連携しそれぞれの活動の周知を実施しています。またそれぞれの地区のお祭りにも積極的に参加し、他のケアプラザとも連携しながら地区の活動を盛り上げていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

＜記載場所＞

理念

1. 人権尊重に基づいた環境整備
2. 質の高い安定した福祉サービスの提供
3. 地域の福祉文化の育成
4. 効率的経営の推進
5. 福祉専門職の育成

基本方針

「困っている人に手を差し伸べて、お役に立ちたい」「家族を失い困っているお年寄りのために何とかお役に立ちたい」と戦後復興の昭和27年創設者の素朴な願いが基本方針の根幹です。

事業実績

昭和27年養老ホームとしてスタート。西区に特化しており現在は養護老人ホーム1施設、特別養護老人ホーム2施設、地域ケアプラザ2施設を展開し西区の福祉発展のため活動を展開しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

＜記載場所＞

前期予算執行状況：資金収支差額 予算 30,939,200円 実績 31,049,994円 差額 110,794円

法人税の滞納の有無：無

財政状況の健全性：現預金 6億1千万 資産 26億円 無借金

上記の利用により安定した経営となっています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤

務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

＜記載場所＞

所長及び職員の配置並びに勤務体制については、協定書等で定めた職員体制を取ります。

欠員が生じた場合は速やかに求人募集をします。現在費用はかかりますが、紹介会社を中心に募集を展開します。

介護福祉士や介護支援専門員は、本会対象職員で受験資格がある場合は受験料、登録料を補助します。また取得後は資格手当を支給します。

資格取得後、必要に応じて本会内の異動や配置転換も実施していきます。

経験者は、経験に応じて基本給を上げて優遇します。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を發揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

＜記載場所＞

人材育成は各部署でOJTやミーティング等で意見交換や振り返り及び指導を実施します。法人内で新人職員オリエンテーションを実施し、法人の理念や就業規則を説明し法人職員としての意識を高めています。

研修計画は次年度の計画を前年度末に決定し、担当職員を決めてることで計画的に実施していきます。研修は毎月実施し、内容としては個人情報保護、リスクマネジメント、人権擁護、認知症ケア、倫理及び法令順守、感染症及び食中毒の発生予防及び蔓延の防止、緊急時事故対応（AED）、高齢者虐待、身体拘束等の廃除の取り組み、災害対策、緊急時の対応、基本理念・運営方針、利用者尊厳維持とプライバシー保護、BCP、介護予防及び要介護度進行予防の研修を実施します。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

施設及び設備の維持保全には、それぞれの専門業者に保守契約を契約していきます。具体的にはエレベーター、玄関自動扉は年4回、給排水衛生設備は年1～2回、空調設備は年1～4回、消防設備関係は年2回、水質検査は年2回、施設周辺と3階緑地帯の剪定や除草は年1回計画し実施します。12条点検は市の基準に従い実施します。指摘事項があった場合には横浜市と協議しながら適切に修繕していきます。

日常清掃、定期清掃は専門業者に委託します。また感染症予防対策として職員による使用箇所の消毒を毎日実施します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

<記載場所>

職員が毎日日常点検を実施し、設備の不備を確認し事故予防に努めています。業務中に起きた事故について報告案件については速やかに区役所へ報告書で報告します。対策については事故対策委員会において対策を検討し対応策を実施していきます。また事故に至らない場合でも危ない場面についてはヒヤリハット報告書を作成し、職員の注意喚起を促していきます。また事故防止研修を年1回実施し、職員に周知しています。

緊急時の対応については、マニュアルを作成しているため、マニュアルに沿って確実に対応します。またAEDを設置し緊急の場合はすぐに対応できるよう研修を年1回実施します。

年2回避難訓練を実施します。水消火器を使い、職員が誰でも消火器を使用できるよう訓練を実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

横浜市応急備蓄整備事業の備蓄品について、担当者を決め備蓄倉庫に保管し消費期限の確認し整理整頓に努めます。横浜市西区役所が実施する情報伝達訓練に参加し、各職種の職員が対応できるようにしていきます。合わせて横浜市社協高齢福祉部会が実施する情報伝達訓練にも参加し災害時の横浜市内施設のネットワーク作りに努めます。避難訓練は年2回実施レディサービスのご利用者、貸館ご利用者にも参加していただき、プラザ全体の避難訓練として実施していきます。職員の参集方法については、参集職員を決め施設の破損状況を確認し横浜市西区役所へ報告しながら適切に対応していきます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

BCP（業務継続計画）を災害と感染症に分けて策定し、職員に周知します。計画については年2回は検討し必要に応じて修正をしていきます。また机上訓練を年1回実施し、各部署リーダーが集まり実際に起こった場合を想定して考えられる対応を検討していきます。BCPを策定し実施することで、早急に施設としての機能を復帰させ、要援護者が適切にケアを受けられるよう配

慮していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

＜記載場所＞

包括支援センターについては、「地域包括支援センターにおける公正・中立性の確保に関するアンケート」で年1回調査を実施します。改善項目があった場合は速やかに部署内で検討し改善につなげます。また居宅介護支援については、公正・中立を図るため、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービス事業所割合をご利用者に提示し、複数の事業所を選んでいることを文書で説明します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

横浜市が実施する「地域ケアプラザにおける利用者アンケート」を用いて、相談者、利用者にアンケート調査を実施します。結果についてはまず部署内で検討し改善策を出し、月1回実施されるリーダー会議において結果を全部署で共有し改善につなげます。また館内にご意見箱を設置し出された意見については、改善策を示し館内に掲示します。

苦情があった場合は、苦情対応マニュアルに沿って適切に対応していきます。

苦情相談フローチャート、第三者委員の連絡を館内に掲示します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

個人情報保護マニュアルを作成しマニュアルに沿って適切に対応します。個人情報保護の研修を年1回開催し職員の意識付につなげます。

新規採用職員がいる場合は、入職時に個人情報保護研修を実施し個人情報を適切に取り扱う誓約書に署名してもらいます。

人権尊重に関する研修は、年1回実施し職員同士共有します。

各部署の会議において、個人情報漏洩防止のための取り組みを唱和し、毎月必ず確認します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

＜記載場所＞

横浜市地球温暖化対策実行計画：横浜市が実施するEDCO事業において館内LED化することで消費電力を抑え温暖化対策に貢献します。また合わせて使っていない電気はこまめに消し節電を意識します。

ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画：横浜市の分別ルールに従いルート回収に協力します。貸館ご利用者にもごみの持ち帰り協力をお願いします。家庭用プリンターのインクカートリッジを館内回収します。

市内中小企業振興条例：市内経済の活性化の観点から保守や発注を市内事業を優先します。

男女共同参画推進：本会では、男女間の賃金格差、昇給、昇格の差異はなく管理職の割合も女性の方が多く男女均等を進めています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

＜記載場所＞

貸室予約時に希望日が空室有無の情報を得やすいように、また貸室抽選日の申し込み手順がスムーズに行えるように、4ヵ月ごとの貸室予約状況案内を館内ロビーに掲示します。

ヒヤリングを丁寧に行いケアプラザが地域にある目的、役割を対面で伝えていきます。

個人、団体からもその思いを丁寧に確認することで相互理解を深め動員増につなげていきます。年4回広報紙を発行し、地域への情報発信を意識的に進めています。

個人・団体が日頃の成果を発表できる場として、ケアプラザ祭りやデイサービスでの発表を位置付けることでさらにやる気を持って活動できるよう支援していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

＜記載場所＞

・広報みやざきを活用し、包括支援センターが高齢者・子ども・障害のある方など、誰もがいつでも相談できる地域の総合相談窓口であることをご案内します。土日祝日を含めて、包括支援センター職員は毎日配置します。

・近年は相談内容が複雑化してきており（8050問題、高齢者と障害者世帯など）、ワンストップ

で相談が受けられる仕組みが求められている為、高齢者・子ども・障害者分野の相談職が参加する地域センター会議に定期的に出席します。各分野の相談職間で顔の見える関係を構築することにより、相談が入った時には相談内容に応じ関係機関に繋ぎます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

＜記載場所＞

介護予防講座や認知症サポーター養成講座の開催時は、ケアプラザから離れているエリアで野毛山荘と共に少しでも多くの方に参加していただけるよう工夫します。また西区社協主催の各分科会に参加し高齢分野、障害分野、児童分野等情報共有していきます。

各包括3職種、各コーディネーター、所長職で毎月定期的に会議が開催されているため、その情報は部署内会議で共有・回覧し円滑かつ効率的な管理運営に努めています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

＜記載場所＞

・地域の関連団体（民生委員児童委員定例会、地区社協定例会、シニアクラブ定例会、地域の居場所・サロンなど）への継続的な出席を行うことで地域課題を把握し、地域ケア会議や認知症サポーター養成講座の場で地域住民と情報共有することで、新たな支え合いのネットワーク（地域住民による見守りや声掛け）を構築していきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

＜記載場所＞

事業実績評価のP D C Aシートを作成するにあたり、地区別計画に基づき区役所の各担当と検討しながら作成していきます。結果については共有し課題がある場合には次年度も継続的に取り組んでいきます。月1回区役所とケアプラザ事業の進捗の確認、ケースの共有を行い課題に取り組みます。

区民祭りやにこまちフォーラムに積極的に参加し連携します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チーム

のメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

＜記載場所＞

所長も含めた6職種で分担しながら、地域活動に積極的に参加することで、地域ごとの強みや課題を把握します。地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画に基づいた地区支援チームに参加し、ケアプラザの把握した情報や各関係団体の情報も確認しながら、共通認識で強みを活かす活動や課題の解決に向けた取り組みについて、区行政、関係機関と協議していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

[高齢者]高齢者向け学習サロン「大人の学校」を毎週開催し地域の方の認知症予防活動を進めます。「宮崎ふまねっとサロン」は体操ボランティアである「ふまねっとの会」の主導で自主化することに決定し「シニアのエアロビック」と共に自主事業と共に主催で参加者の通いの場として広げていきます。

[子ども] 0-3歳児のサロン講座を毎月開催します。近隣の小中学生の体験学習も積極的に受け入れていきます。夏休みにはお仕事体験を企画し様々な仕事に触れることができる企画を計画していきます。

[障害者]失語症当事者の会である「集いと語らいの場」を企画運営していきます。実施後他区からも問い合わせがあり、ネットワークの広がりを見せてています。

イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

＜記載場所＞

貸室利用状況を4ヵ月分のカレンダーに表記し来館時に分かりやすい場所に掲示する。状況更新は随時行い、1ヵ月ごとに貼りかえます。また随時貸室時間の変更も受け付けし、利用しやすい環境を整えていきます。

貸室団体が参加希望者を募集する場合には、館内に掲示し参加者増を支援します。

ウ　ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

＜記載場所＞

館内チラシで募集し、ボランティアセンターと協力しながらシニアボランティアポイント研修後に面談をし、その方に合ったボランティア活動を支援していきます。またケアプラザ祭りやデイサービス、自主事業などケアプラザ内での活動の場を提供していきます。ボランティア同士がお互いに活動内容や情報共有ができるよう交流会を企画します。小中学生の職業体験を受け入れるなど学生のボランティア活動を積極的に支援します。

ボランティア講座を開催し、認知症や障害理解、車イス操作など座学・演習を行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

＜記載場所＞

人材についてはボランティアで参加できる事業のチラシを関係機関に配架するなどしていきます。地域活動に興味がある方や団体など問い合わせがあった場合は、積極的に支援し活動につながるようにしていきます。また区社会福祉協議会等の関係機関とも情報共有し、担い手の活動を支援します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

- ・地域包括支援センター職員と生活支援コーディネーターが地域活動の場に積極的に参加し、担い手や参加者の声を直接伺います。
- ・民生児童委員・シニアクラブ・地区社協・自治会・ふれあい会など様々な地域の集まりに同席し、情報を収集します。
- ・Ayamu や JAGES・地区概況シートを活用し、地域の特性を知り、それに基づいてどの様なサービスが必要かを分析します。
- ・地域包括支援センターへの相談や、ケアマネジャーの担当する利用者の情報から既存のサービスへのマッチングをしていくと共に、本当に必要なサービスかどうかを分析します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

＜記載場所＞

- ・担当地域でサービスBの事業活動をしているNPO法人が主催する、サロンや訪問サービス事業

者と情報を密に交換し合い、必要な支援をしていきます。

- ・担当地域の民間企業からの依頼を受け、認知症サポーター養成講座を開催し認知症の啓発を行うと共に、地域の高齢者の情報を把握していきます。
- ・地域住民が主催するサロンに参加し、担い手や参加者の声から得ます。また、担当地域にあるコミュニティハウスや老人福祉センターで活動している高齢者向けのグループを把握し、インフォーマルリストへの掲載や Ayamu への登録を促進していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

- ・地域ケア会議や認知症サポーター養成講座・キャラバンメイト交流会・地区別計画策定の為の懇談会などで、地域住民と共に目指すべき地域像を共有します。
- ・区役所・区社協・自治会・民生児童委員と地域の課題を共有し、どの様な取り組みが必要かを話し合う場を提供します。

ケアプラザが事務局である「まもり隊」を学校・地域・警察と情報交換しながら活動の継続を支援していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

- ・現在活動中の地域のサロンに出向き、介護予防の講座や認知症サポーター養成講座の開催・健康測定会などのちょい足しのプログラムを実施し、会の継続を支援していきます。
- また、地域包括支援センターやケアマネジャーからの情報を受け、適正な利用者にインフォーマルサービスの紹介や、ケアマネジャーに向けたインフォーマルサービスリストの作成を行います。
- ・個別レベル地域ケア会議や、地域のサロンなどで得た課題を解決するために、チームオレンジを意識して、認知症になつても地域で見守り合えるようなちょっとしたボランティアグループの立ち上げやその支援を行います。
- ・山坂の多い地形を鑑み、ケアプラザの福祉車両を利用した移動支援の仕組みづくりを整え、より多くの方が利用できるようなサービスにつなげます。
- ・ケアプラザから遠く、交通の不便な地域の為に新たな通いの場の創出や、出張地域ケアプラザなどこちらから出向いていく事で、誰もが平等に参加できる機会を作ると共に相談しやすい環境整備に努めます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ・ケアプラザまでが遠く、山坂が多い地形であるため、相談でご来館できないご高齢者の為に、包括支援センター職員がご自宅を訪問し相談受付を行います。
- ・地域住民が利用するサロンに包括支援センター職員が定期的に参加し、「出張ケアプラザ」を開催します。介護保険の相談や、介護予防のための栄養や運動に関する事、ちょっとした困りごとについて、気楽に相談できる場づくりに努めます。
- ・民生委員児童委員定例会に出席することで、高齢者や障害者の情報を把握し、課題解決に向けて包括支援センターと関係機関で対応を検討します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ・担当エリアにてキャラバンメイト連絡会を定期的に開催し、認知症の理解をさらに深めると共に、新たなキャラバンメイトの担い手を発掘する目的で、「MCIについての講座」や勉強会などを開催します。
- ・認知症サポーター養成講座の開催候補の場として、地域の居場所やサロンをお借りして開催します。また、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター・包括職員・キャラバンメイトが協力し、小・中学生に向けた認知症サポーター養成講座を開催します。
- ・認知症の疑いのある人を早期受診に繋げていくため、家族や住民からの相談を受けて、アウトリーチを積極的に進めながらニーズを把握し、もの忘れ相談や認知症初期集中支援チームに繋げていきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

- ・現在多発している消費者被害・特殊詐欺被害についての具体的な相談を受けた際、消費生活総合センターや警察に相談し協力を仰いでいきます。また被害を未然に防ぐために、警察官や消費者センター職員を講師として消費者被害防止に向けた講座を地域の自治会町内会館、地域の居場所・サロンの場をお借りして開催します。

- ・成年後見人制度の普及・啓発に向けて、エンディングノート書き方講座を開催します。書き方講座では項目（遺言・相続、医療・介護）ごとに専門家（法律家、医師など）を講師として開催します。
- ・高齢者虐待防止について、高齢者施設（デイサービスなど）に包括支援センター職員が出向き、高齢者虐待防止講座を開催します。施設職員向けの講座開催により、家族介護者による虐待（身体的・経済的・心理的）の早期発見に繋げます。また、包括支援センターで「介護者のつどい」を定期開催し、介護者同士のネットワークを築くことで、介護者家族（参加者）と被介護者を虐待から守ります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

＜記載場所＞

地域にお住いの方々が年齢を重ねても、住み慣れた地域で過ごすために、ケアマネジャーと地域の方々が顔の見える関係を築き、連携してゆけるよう支援します。具体的には、

- ・民生委員児童委員とケアマネジャーとの交流会を開催し、地域に根差した事例検討や災害時の支援に向けての勉強会等意見交換をしながら交流を深めることができます。
- ・ケアマネジャーの資質向上を図るために。新人新任現任ケアマネジャー研修を開催し、介護保険外の制度やサービスについて理解を深め、ケアマネジャーの資質向上が図れるよう支援します。

■在宅医療・介護連携推進事業

＜記載場所＞

在宅医療相談室、MSWとの交流会や薬剤師との交流会・研修等を行い、ケアマネジャーと医療との連携をよりスムーズに行えるよう支援します。

- ・ケアマネジャーに聴き取りを行い、現に抱えている困りごとや困難ケースについて引き出し、解決に向けての検討を一緒に行い、必要としている内容の勉強会を開催し、知識やケースに対応するための引き出しを増やせるよう支援します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

- ・認知症のある方と家族が、地域の中で安心して在宅生活を継続していくために、「地域住民による見守りや声掛け・移動支援などのシステムづくり」、「認知症の方も地域の中で役割を持っていきいきと活躍できる場づくり」をテーマに、地域住民や当事者家族、居場所・サロン主催者、

キャラバンメイトにご参加いただき個別レベル地域ケア会議を開催します。

・個別レベル地域ケア会議での検討を通して創出された「システム」や「認知症当事者が活躍できる場（居場所やサロン）」を、担当地区内の全体にも拡大・拡充していくことで、より多くの当事者と家族の生活が充実できることを目標として、包括レベル地域ケア会議を開催します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

＜記載場所＞

地域にお住いの方々が年齢を重ねても、住み慣れた地域で過ごすために、ケアマネジャーと地域の方々が顔の見える関係を築き、連携してゆけるよう支援します。具体的には、民生委員児童委員とケアマネジャーとの交流会を開催し、地域に根差した事例検討や災害時の支援に向けての勉強会等意見交換をしながら交流を深めることができます。

- ・ケアマネジャーの資質向上を図るために新人新任現任ケアマネジャー研修を開催し、介護保険外の制度やサービスについて理解を深め、ケアマネジャーの資質向上が図れるよう支援します。
- ・在宅医療相談室、MSWとの交流会や薬剤師との交流会・研修等を行い、ケアマネジャーと医療との連携をよりスムーズに行えるよう支援します。
- ・ケアマネジャーに聴き取りを行い、現に抱えている困りごとや困難ケースについて引き出し、解決に向けての検討をし、必要としている内容の勉強会の開催、知識やケースに対応するための引き出しを増やすよう支援します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

＜記載場所＞

運動機能低下者割合やフレイル割合が高いうえに山坂が多い地域であるため虚弱になると閉じこもりがちになり、さらに虚弱が進む可能性が高い地域です。また、交通の便が悪いエリアもあるためなかなか活動に参加することが困難な地域住民もいます。そのためロコモ予防、オーラルフレイル、栄養改善の講座を地域住民が気軽に参加しやすい町内会館や自治会館で連続開催し、介護予防の普及啓発を行っていくとともに今後も地域住民の交流の場となるように講座の通年開催、さらには担い手となる住民と相談し新たな地域住民の集まりの場、サロンとなるよう支援していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるための

ネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

＜記載場所＞

- ・包括支援センター職員が、地域での様々な定例会（民生委員児童委員定例会、地区社協定例会、福祉活動団体定例会）や、関係機関での定例会（行政・医療機関定例会）に参加し、関係者間で顔の見える関係性を構築することや、多職種で把握された地域課題の解決に向けて、地域ケア会議を開催することで、多職種協働による地域包括支援センターネットワークを構築していきます。
- ・民生委員、ふれあい会（西区独自の見守りの組織）、ケアマネジャー、地域住民、福祉関係機関を繋げるために、あんしんカードの活用に向けた啓発を継続します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- ① 地域包括支援センター併設という強みを生かし、虐待等の困難ケースを区役所の保健師・ケースワーカーとも密に連携し、積極的に受けていきます。そのため週1回の所内会議では情報共有必須・担当者が不在でも対応可能ならびに緊急電話体制を整えます。介護支援専門員としてのスキル・資質向上のため外部研修だけでなく町内会・民生委員を対象にした催しに参加、地域に根差す居宅介護支援事業所として顔の見える関係づくりに努めています。
- ② 要支援の方の介護予防計画書作成については地域包括支援センター（介護予防支援事業所）より委託を受け要支援者の1年後と毎日の目標・それらを達成すべくケアプランを介護支援専門員と一緒に作成、本人家族事業者の意見を伺い評価・再提案を行なっています。地域包括支援センターには随時報告・相談し、フレイル予防に取り組んでいきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

運営方針　日頃、外出の少ないご利用者様に健康チェック、入浴、食事、体操、レクリエーション等のサービスを提案することで、一日を楽しく、安心、安全に過ごしていただきます。また、住み慣れた地域で自分らしく、自立した日常生活が送れるよう支援いたします。

プログラム　ご利用者様のご自宅まで、送迎車でお迎えに伺います。施設到着後、看護師によるバイタル測定、健康チェックを行い、午前中に入浴となります。他の方が入浴している間や入浴後は、趣味活動や脳トレなどで認知予防を図ります。12時から昼食となります。食事前に口腔体操を行います。午後は、全体体操、レクリエーションを楽しんでいただきます。また、機能訓練指導員による個別機能訓練や地域のボランティアによる交流も行われております。体操、レクリエーショ

ンの後は、おやつを召し上がり、4時頃から順番にご自宅までお送りいたします。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<記載場所>

委託事業の収支計画は収益を目指さず、全て事業利用者や事業環境整備に還元します。とくに宮崎地域ケアプラザは設立から25年を迎え設備の老朽化が進んでいます。利用される方が快適にまた安全に過ごせるよう計画的に設備の更新を進めていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

利用料金の収支の活用は、施設整備や保全、必要物品の購入、水道光熱費、人件費などに活用します。

運営費を低額に抑える工夫としては、物品購入、修繕などは合い見積もりで検討します。

光熱費を抑えるために使わない電気はこまめに消し、また横浜市のESCO事業に協力し全館LED化を進め消費電力の削減に努めます。

指定管理料提案書
(横浜市宮崎地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	14,409,507円	14,409,507円	14,409,507円	14,409,507円	14,409,507円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	2,870,000円	2,870,000円	2,870,000円	2,870,000円	2,870,000円
事業費		・行事運営費用、チラシ作成費用 ・講師謝礼金	□	440,000円	440,000円	440,000円	440,000円	440,000円
事務費		・消耗品費、通信費、印刷製本費、旅費、振込手数料 ・駐車料金、ガソリン代、自転車維持費等	□	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	6,703,492円	6,703,492円	6,703,492円	6,703,492円	6,703,492円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円	斜線	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	斜線					
施設使用料相当額			斜線	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				24,675,999円	24,675,999円	24,675,999円	24,675,999円	24,675,999円
			うち団体本部経費					

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	19,845,998円	19,845,998円	19,845,998円	19,845,998円	19,845,998円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	2,500,000円	2,500,000円	2,500,000円	2,500,000円	2,500,000円
事業費		・行事運営費用、チラシ作成費用 ・講師謝礼金	□	730,000円	730,000円	730,000円	730,000円	730,000円
事務費		・消耗品費、通信費、印刷製本費、旅費、振込手数料 ・駐車料金、ガソリン代、自転車維持費等	□	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,812,000円	1,812,000円	1,812,000円	1,812,000円	1,812,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
合計				27,043,998円	27,043,998円	27,043,998円	27,043,998円	27,043,998円
うち団体本部経費								

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□				
事業費	・行事運営費、チラシ作成費用 ・講師謝礼金	□					
事務費		□					
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合記載してください。>						
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費							

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	・行事運営費、チラシ作成費用 ・講師謝礼金	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費							

収支予算書
(横浜市宮崎地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	24,675,999円	24,675,999円	24,675,999円	24,675,999円	24,675,999円
	地域包括支援 センター運営事業	27,043,998円	27,043,998円	27,043,998円	27,043,998円	27,043,998円
	生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
	一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		58,058,997円	58,058,997円	58,058,997円	58,058,997円	58,058,997円
収入 介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	1,338,808円	1,338,808円	1,338,808円	1,338,808円	1,338,808円
	居宅介護支援事業	18,135,654円	18,135,654円	18,135,654円	18,135,654円	18,135,654円
	通所系 サービス事業	97,609,469円	97,609,469円	97,609,469円	97,609,469円	97,609,469円
		117,083,931円	117,083,931円	117,083,931円	117,083,931円	117,083,931円
その他収入		1,587,685円	1,587,685円	1,587,685円	1,587,685円	1,587,685円
		176,730,613円	176,730,613円	176,730,613円	176,730,613円	176,730,613円
支出 内訳	人件費	128,838,510円	128,838,510円	128,838,510円	128,838,510円	128,838,510円
	事業費	7,760,424円	7,760,424円	7,760,424円	7,760,424円	7,760,424円
	事務費	13,741,624円	13,741,624円	13,741,624円	13,741,624円	13,741,624円
	管理費	16,806,853円	16,806,853円	16,806,853円	16,806,853円	16,806,853円
	その他	1,180,322円	1,180,322円	1,180,322円	1,180,322円	1,180,322円
		168,327,733円	168,327,733円	168,327,733円	168,327,733円	168,327,733円
うち団体本部経費						
収支		8,402,880円	8,402,880円	8,402,880円	8,402,880円	8,402,880円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市宮崎地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.5000人	1.5000人	1.5000人	1.5000人	1.5000人

①	基礎単価					
	配置予定人数	2.2000人	2.2000人	2.2000人	2.2000人	2.2000人

②	基礎単価					
	配置予定人数					

③	基礎単価					
	配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.5000人	3.5000人	3.5000人	3.5000人	3.5000人

①	基礎単価					
	配置予定人数					

②	基礎単価					
	配置予定人数					

③	基礎単価					
	配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

協定書に基づく人員配置

--

団体の概要

(令和7年2月12日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん はまのあいせいかい) 社会福祉法人 ハマノ愛生会		
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。			
(ふりがな) 名称	()		
所在地	〒220-0071 横浜市西区浅間台6番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)		
設立年月日	昭和27年12月		
沿革	昭和27年10月15日 養護施設ハマノ愛生園 開園 昭和27年12月22日 社会福祉法人ハマノ愛生会設立認可 昭和27年12月26日 養護施設ハマノ愛生園設置許可 昭和39年4月15日 老人福祉法施行養護老人ホーム ハマノ愛生園に改名 昭和52年5月1日 特別養護老人ホームハマノ愛生園開園 昭和59年5月1日 特別養護老人ホームハマノ愛生園新館開園 平成5年5月1日 浅間台在宅支援サービスセンター開所 平成12年1月1日 横浜市宮崎地域ケアプラザ開所 平成15年3月1日 特別養護老人ホーム戸部ハマノ愛生園開園 平成15年3月1日 浅間台地域ケアプラザに改名		
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> 第一種社会福祉事業 養護老人ホームの経営 特別養護老人ホームの経営 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業の経営 老人短期入所事業の経営 老人介護支援センターの経営 老人居宅介護支援事業所の経営 		
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度
	総収入	1,517,471,477	1,553,058,133
	総支出	1,467,985,666	1,559,311,979
	令和5年度	1,768,838,149	1,737,788,155

	当期収支差額	49. 485. 811	-6. 253. 846	31. 049. 994
	次期繰越収支差額	831. 613. 034	825. 359. 188	856. 409. 182
連絡担当者				
特記事項				